



ENSUS-2

Authorized Dealers Syndication



「団体協業商材等認定普及推進機関」募集要項

国土交通省中国地方整備局認可(国中整計建)第930号

まちのちから合同事業協同組合 エネサスユニット監理本部

2020年度公募版

まちのちから合同事業協同組合（監理団体）では、持続可能で安心安全な社会を実現する、環境に配慮した技術製品等の開発事業者（協業会員）より共同販路開拓を受託しており、対象製品等の適正な技能知識を有する事業者を監理団体認定普及推進機関として会員組織化（機関会員）し、全国に適正事業者による販売ネットワークを構築し、機関会員を通じた優良技術、製品等の普及促進を事業化しております。機関会員は、監理団体認定委託機関として、協業認定商材の指定エリアにおける販売拠点となる権益を保障されます。

「エネサス-2」認定普及推進機関会員制度

「エネサス-2」の販売代理事業を実施したい事業者は、監理団体への機関会員として登録加入することで、指定エリアにおいて専権的販売が可能となります。

	区分	定義	定数
機関会員	GAA (幹事機関)	General Authorized Association; GAA	47
		都道府県単位においてエネサスの専権的販売を希望する事業者（SAA 加入推薦権、商材取次権付与）	
	SAA (地区機関)	Sub Authorized Association; SAA	無
		GAA の推薦を受け、GAA の指揮監督のもと、エネサスの専権的販売、設置工事等を希望する事業者	

【監理団体支局機関会員制度について】

監理団体では、エネサスの全国商圏での販売事業を希望する事業者を「支局機関会員」として、幹事組織編制しております。全国商圏での販路展開を希望する事業者は、本部までご相談下さい。

【備考】 GAA は、基幹拠点ブロックとして編成する都道府県において、協力事業者等を SAA として、優先的に加入させることが可能です。

機関会員加入要件

1.登録加入賦課金

会員区分	加入金	年会費	共販監修費
幹事機関会員（GAA）	200,000 円	240,000 円	委託価格の 5%
地区機関会員（SAA）	100,000 円	120,000 円	



2.認定普及推進機関資格検定研修（実務指導型訓練助成金適用）

エネサスの機構、施工技術、営業提案技術等に関して専門的知識、及び技能を修得するための資格検定研修の受講と合格を要します。尚、本研修は、監理団体が認定を受ける JMAF 財団の訓練助成金適合研修（実務指導型訓練助成）として開講しますので、受講料の 20%の助成金が支給されます。

☐ 受講料（社）	600,000 円	実務指導教材として使用するデモパックを無償にて提供します。店頭設置モデル商品として活用下さい。
---------------------------------	-----------	---

* 財団助成金制度を利用する「事業者」の受給要件は、JMAF 財団の規定するところによる。
（機関会員資格者には、受給要件の特例措置が適用されます。研修広報を参照下さい。）

普及推進機関認定書・マイスター資格証発行

資格検定研修受講後、機関会員認定証が、受講生には営業部門、技術部門別に、マイスター証を交付します。

☐ 認定証発行	☐ 認定普及推進機関会員証明書 ☐ 初級アドバイザー、初級工事技術者認定証明書
--------------------------------	--

地区機関会員公募・販路系統監理事業委託（幹事機関限定）

GAA は、SAA の公募編成権限を付与され、GAA の推薦による SAA の加入登録時に、監理団体より所定の料率による公募監理事務費、及び、傘下に編成する SAA が、エネサスを発注した場合、地区機関委託価格を標準として所定の料率による販路系統監理事務費が支払われます。

幹事機関（GAA）、地区機関（SAA）販売委託価格・協定価格について

GAA へのエネサス販売委託価格、販売協定価格については、エネサスユニット監理本部担当者より、資格検定研修開講時にご説明いたします。

認定商材販路開拓連携・災害緊急時行政連携体制整備

監理団体において、機関会員が登録された編成地区において、定期的な認定商材説明に関する各種セミナー、商品説明会、実機見学会等を、幹事、地区機関会員との連携のもと共催開催等の指導を行うほか、災害停電緊急時における都道府県との資材提供業務委託体制の整備構築を行っています。

認証商材等販売広報時における補助金利用告示許諾

🔍 JMAF 財団 🔍

まちのちから合同事業協同組合は、一般財団法人全国中小企業等協同組合連合財団（JMAF 財団）より、補助等執行機関としての認定を受けており（認定監理団体）、同時に、エネサスシリーズは、補助金対象商品として認証（認証商材）されているため、監理団体の機関会員となった事業者は、以下の告示方法が許諾されるほか、監理団体が運営する認定商材広報総合 WEB サイトへ名簿告示されます。

■認定制式の貼付許諾（認定商材公式パンフレットに公示）



■エネサスシリーズ補助要件

- * 本商品は、JMAF 財団の購入補助金を利用して購入することができます。
- * 商品代金の 10%（上限 3 万/台）が補助金として支給されます。
- * 補助金の申請は、機関会員が発行する「購入証明書」を監理団体へ郵送するだけで、監理団体が代行して財団へ申請するため、面倒な申請手続きはありません。（不正受給防止）
- * 監理団体は、代理申請事務費として、補助金額の 5% を徴収します。尚、事務費は支給補助金より控除納付となりますので、直接の納付は不要です。

監理
団体

【国土交通省関東地方整備局認可】

まちのちから合同事業協同組合共販事業監理局
栃木県那須塩原市大原間 1-11-1（那須塩原駅前）
TEL:0287-73-8881

統括
団体

【国土交通省認可】

中央建設企業経営振興事業協同組合連合会（中建連/FECOM）
東京都品川区東五反田 1-10-4MI ビル 2 階
【機関会員制度総合相談窓口】TEL:03-5795-1424

機関会員認定申請書に必要な事項をご記入の上、FAX にてお申込み下さい。

FAX : 03-3473-1357